



愛 知 県 政 記 者 ク ラ ブ 同 時
名 古 屋 市 政 記 者 ク ラ ブ 同 時

平成 29 年 8 月 29 日（火）

愛知県振興部アジア競技大会推進課企画・調整G

担 当 山肥田、日高

県内線 2845・2827 ダイヤルイン 052-954-6845

名古屋市総務局総合調整部総合調整室

担 当 東海林、相馬

市内線 2230 ダイヤルイン 052-972-2231

第20回アジア競技大会開催都市契約の締結期限延長について

本年 9 月 25 日までを締結期限としていた第20回アジア競技大会の開催都市契約について、下記のとおり、契約の相手方となるアジア・オリンピック評議会（OCA）と締結期限延長の合意をしましたので、お知らせします。

記

1 締結期限延長

OCAから提示された開催都市契約案の修正協議に時間を要することから、「第20回アジア競技大会開催都市基本契約書（平成28年 9 月 25 日締結）」において「2017年（平成29年） 9 月 25 日」としていた締結期限を延長する。

2 今後の手続

延長期間について今後協議のうえ決定し、上記のことを定める「第20回アジア競技大会開催都市基本契約書に対する変更契約書」を締結する。

なお、同変更契約は、本年 9 月 20 日にトルクメニスタンで開催されるOCA総会にあわせて締結を予定。

以上

開催都市契約の概要（OCAからの提示案）

当事者：OCA / JOC / 愛知県 / 名古屋市

意 義：競技大会開催に当たって各当事者の権利・義務を規定

内 容：下記 13 章（104 条）からなる本文及び附属文書（輸送や宿泊施設、マーケティングや放送など 11 事項についての詳細な定め）で構成

《開催都市契約書本文の構成》

1	基本原則	大会開催の都市への委託等
2	組織運営の原則	大会目的に反した活動の禁止、基本計画の策定等
3	宿泊施設	選手村の設置、メディアの宿泊施設の確保等
4	競技プログラム	競技プログラムの策定、テスト大会の実施等
5	文化プログラム	文化的イベントの計画策定等
6	式典	式典コンセプトの策定等
7	知的財産に関する義務	知的財産の保護義務、エンブレム・マスコット等
8	財政面及び商業面の義務	マーケティング、チケット、財務報告等
9	競技大会のメディア放送	テレビ・ラジオでの放送サービス、IT等
10	輸送	交通管理計画策定、交通支援の提供、鉄道・空港等
11	解約	解約事由、解約手続等
12	全般的な義務	都市の美化、保険、秘密保持等
13	雑則	紛争解決、契約変更手続等